

新株予約権発行に関する取締役会決議公告

株主各位

平成 22 年 5 月 18 日
大阪市北区豊崎五丁目 4 番 9 号
eBASE 株式会社
代表取締役社長 常包 浩司

当社は、平成 22 年 5 月 18 日開催の取締役会において、当社監査役に対し、株式報酬型ストックオプションとして下記の内容の新株予約権を発行する旨決議いたしましたので、会社法第 240 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき、公告いたします。

記

1. 新株予約権の名称

eBASE 株式会社 第 8 回新株予約権
(株式報酬型ストックオプション)

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社監査役 (社外監査役を除く) 1 名 20 個

3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数

普通株式 20 株とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割 (当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。) または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数 (以下、「付与株式数」という。) を調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整による 1 株未満の端数は切り捨てる。

4. 新株予約権の総数

新株予約権の総数は 20 個とする。

(各新株予約権の目的となる株式の数は 1 株とする。ただし、上記 3. に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

5. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社大阪証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

新規発行株式数 × 1株当たり払込金額

$$\begin{aligned} \text{調整後} & \quad \text{調整前} & \quad \text{既発行株式数} & + & \quad \text{新規発行前の株価} \\ \text{払込金額} & = & \text{払込金額} & \times & \\ & & \text{既発行株式数} & + & \text{新規発行による増加株式数} \end{aligned}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

7. 新株予約権を行使することができる期間

平成25年6月22日から平成31年6月23日まで

8. 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当

契約」という。)に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

新株予約権の相続は認めない。

新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

その他権利行使の条件は、新株予約権発行の平成 21 年 6 月 22 日開催の当社第 8 回定時株主総会決議および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

9. 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者が上記 8. に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

10. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

11. 新株予約権の割当日

平成 22 年 6 月 3 日

以上